

新たな「三重県農業農村整備計画」中間案（概要）

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定

2 計画の位置づけ

「みえ元気プラン」および「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画

3 計画期間

令和7年度(2025)から10年後を見通す

第2章 三重県の農業および農村をめぐる情勢

1 農業および農村を取り巻く情勢の変化

- (1) 本格的な人口減少
- (2) 食料安全保障のリスクの顕在化
- (3) 自然災害の激甚化・頻発化
- (4) 農村地域における集落機能の低下
- (5) 情報通信技術等の活用による農業DX
- (6) 国の農業政策をめぐる動き

2 三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題

- (1) 農業生産性向上
 - ・人口減少や高齢化が進行し、農業就業人口の減少。
- (2) 農村の防災減災
 - ・自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクの増大。
- (3) 農村の振興
 - ・集落機能の低下や活動組織による共同活動の継続が困難な状況。

第3章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

役割1 農業の生産を支える基盤づくり

役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり

役割3 農村の振興を支える体制づくり

2 取組の展開に向けた見直し視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、次の3点を見直しの視点としながら、地域での計画づくりに積極的に関与するとともに、めざす姿を地域の関係者と共有し、連携して農業農村整備を推進する。併せて、農業生産性の向上、農村の防災減災や地域活性化等に向けた農業農村整備施策について、必要性や役割を広く県民に情報発信する。

見直し視点1 食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化に向けた新たな展開

見直し視点2 安心して暮らせるための農村づくりに向けた新たな展開

見直し視点3 多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興に向けた新たな展開

3 農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿

- ① 生産性や収益性の高い農業
- ② 安全・安心な農村生活
- ③ 農村活力の維持・強化

第4章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業生産性の向上と安心・安全な農村づくりを図るとともに、**活力ある持続可能な農村の振興**に向けた取組を着実に推進する。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、**選択と集中**により施策を推進する。

○**地域の特性を生かした**計画づくりに向け、市町をはじめ関係機関との連携等を促進し、地域の課題解決に向けた取組を進める。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた**優先度を設定**して、目標達成に向けて取り組む。

○取組を円滑に推進するため、コスト削減対策や国の諸制度の有効活用等により**整備経費の削減**や効果的な**地元負担金の軽減対策**に取り組む。

1 農業生産性の向上

農業生産基盤の維持・発展を図り、更なる農地の集積・集約化を進めるため、**農地の大区画化等のスマート技術に対応した生産基盤の整備、効率的な営農の実現に向けたパイプライン化等の維持管理の省力化に取り組むとともに、農業水利施設が適切に機能を発揮できるように、施設の保全対策に取り組む。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	47.4%	83.5%
	スマート技術や省力化に対応した基盤整備(新)	整備地区数	9地区	43地区
基本事業	更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策(新)	着手済施設数	17施設	44施設

2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、**農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備とともに、ICTの活用等によるため池や排水機場の適正な保全及び管理体制の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を推進する。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	4,727ha	13,325ha
	農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策	整備済ため池の数	57か所	171か所
基本事業	排水機場の耐震化および長寿命化	整備済排水機場の数	21か所	78か所
	田んぼダムに取り組む水田(新)	取組面積	135ha	900ha

3 活力ある持続可能な農村の振興

活力ある持続可能な農村を実現するため、**農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、組織の共同活動が持続的にいえるよう、組織間の連携促進等、組織の体制強化に取り組む。また、農業生産を支える地域に応じた基盤整備と地域資源活用につながる活性化施設整備を一体的に推進する。**

目標項目		指標	現状値 R5(2023)	目標値 R16(2034)
基本目標	活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数(新)	取組数	-	170取組
	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	活動増加面積	-	830ha
基本事業	組織の体制強化が図られた活動組織(新)	活動組織数	-	20組織
	中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設	整備数	113施設	238施設
	中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地	協定増加面積	-	70ha

第5章 推進体制

1 関係者の役割

本計画に掲げる施策を着実に推進し目標を達成するために、それぞれの役割に応じた取組を関係者と連携して行う。

2 推進体制

「地域づくりのための農業農村連絡会議」を設置し、地域の計画づくりに向けた話し合いや取組を進める。